

米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対を求める意見書

北海道農業は専門的な農家が主体となり、畑作においては重要品目である4品目（麦、大豆、てん菜、馬鈴しょ）を中心に輪作体系の確立を図りながら、特に馬鈴しょでは、生食・加工用をはじめ、でん粉工場とも密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たすなど安全で安心な生産に努めています。

一方、生産現場では、いまだに侵入経路を解明できていないシロシストセンチュウの防除対策に加え、種子馬鈴しょ農家の減少や原原種の萌芽不良などにより、持続的な種子生産に大きな支障をきたしています。

そうしたなかで、2020年3月に米国より、生馬鈴しょの輸入解禁要請が行われて以降、検疫協議が進められてきましたが、今年9月で病害虫リスク評価の作業を終え、次のステージ（リスク管理）に進むとしており、輸入解禁は時間の問題ではないかと生産現場からは大きな不安の声が上がっています。すでに輸入が解禁されているポテトチップ加工用馬鈴しょでも、土壌を除去し、封印後密閉コンテナで輸送され、指定工場へ搬入・処理するなどの厳しい条件のもとで輸入されています。

しかし、生食での輸入解禁は、汎用性が広がり新たな病害虫の侵入リスクを増大させるもので、安全・安心な国産馬鈴しょの供給体制及び、国内生産に甚大な影響を与える危険性があり、到底受け入れられるものではありません。

つきましては、米国産馬鈴しょの輸入検疫協議において、食料安全保障の観点に立ち、国内生産に甚大な影響を及ぼさないよう、下記事項を要望致します。

記

- 1 北海道内のシロシストセンチュウの侵入原因を究明できていない現状にもかかわらず、生馬鈴しょの輸入は加工用の限定輸入以上に新たな病害虫の侵入リスクを高め、国内生産に多大な影響を与える危険性があることから、絶対に輸入解禁を認めないこと。

- 2 米国産生馬鈴しの植物検疫協議については、シロシストセンチュウ防除対策や種子生産などで現場対応に苦慮しているなかで、輸入解禁を見込んだ報道などにより生産現場に不安が広がっていることから、生産者に対して正確な状況説明を丁寧に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 30 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣	}	宛
外務大臣		
農林水産大臣	{	
経済産業大臣		